平成２１年（フ）第９５号
長野県飯田市鼎一色238番地４コーポサンパレス201号、前住所秋田県能代市落合字亀谷地１番地16　ガーデンハウス117号
債務者　大髙　京子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１０２号
長野県飯田市松尾寺所5673番地５シェソワ・セレーノＢ101号
債務者　田中　基晴
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１０４号
長野県飯田市川路4257番地２
債務者　塩澤　美和
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第８２号
岐阜県下呂市森783番地22
債務者　安江美代子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
岐阜県下呂市東上田1899番地５
債務者　伊藤　榮子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第１００９号
兵庫県小野市敷地町1082番地の２
債務者　依藤　郁子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３０４号
神戸市北区惣山町１丁目17番地の５、従前の住所神戸市西区秋葉台２丁目１番地の239
債務者　岡田ヒロ子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４９号
兵庫県宝塚市安倉南２丁目19番２号
債務者　中嶋　　修
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３５０号
兵庫県宝塚市安倉南２丁目19番２号
債務者　中嶋まゆみ
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１０８号
兵庫県養父市八鹿町宿南440番地１
債務者　本荘　清子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
兵庫県朝来市和田山町法道寺290番地
債務者　和田　　仁
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
鳥取県倉吉市堺町３丁目53番地
債務者　岡野　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１５３号
広島県尾道市瀬戸田町名荷3476番地８
債務者　緒方　健一
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
愛媛県松山市室町29　砂田ビルⅢ　203号、住民票上の住所愛媛県松山市小川甲210番地４
債務者　福本　　恵
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５５４号
愛媛県伊予市下吾川1973番地13　コスモ新川505号
債務者　矢野幸四郎
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５５５号
愛媛県伊予市下吾川1973番地13　コスモ新川505号
債務者　矢野　和広
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５５６号
愛媛県伊予市下吾川1973番地13　コスモ新川505号
債務者　矢野眞利子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
松山地方裁判所